

「福山駅前水辺公園プロジェクト」会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、「福山駅前水辺公園プロジェクト」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を福山市に置く。

(目的)

第3条 本会は、「福山城遺構の石垣を活かした水辺公園を！」という福山駅前水辺公園プロジェクト発起人一同の趣旨に賛同する人々の思いを達成するために、文化財保護法の精神を守り、以下の3点全てを実現することを目的とする。

- 1.福山駅前福山城外堀遺構を現地保存し、国史跡の追加指定を目指す。
- 2.福山城外堀遺構を最大限活かし、市民の憩いの場としての水辺公園を福山駅前に実現する。
- 3.福山駅前福山城外堀遺構保存と駅前広場としての諸機能を両立させる。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1.講演会やシンポジウム、見学会等の開催
- 2.署名活動と広報活動
- 3.福山市等関係機関との協議や交渉と計画に関する提案
- 4.その他この会の目的を達成するために必要な活動

(解散)

第5条 本会は、第3条の目的を全て達成した場合には、総会の議決を経て解散する。

第二章 会員

(種別)

第6条 本会は、第3条の目的を実現する特別目的団体のため、会員は水辺公園の賛同署名者を原則とする。尚、法人会員においてはその経営者又は管理者を代表とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、第3条の目的に賛同しその実現に向けて会則に従って活動を行うこととする。

2. 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書、入会金を添え代表に申し込むものとする。
3. 代表は、前項の申し込みがあったときは第3条に掲げる署名者及び新たに署名をする者に限り、入会を認める。

(会費)

第8条 本会の会員は、入会金を納入しなければならない。

個人会員入会金 1,000円

法人会員入会金 5,000円とする。なお、既納の会費は返納しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、失そう宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
3. この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第三章 役員

(種別)

第10条 本会に次の役員を置く

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 運営委員 10名以上
- (4) 顧問 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 監事 2名

(役員を選出)

第11条 代表と副代表及び監事は、総会において選出する。

2. 運営委員、顧問、会計は、代表及び副代表の同意を得て、本会設立目的と活動実績に照らして総会で選任する。
3. 事務局長は、役員会の同意を得て、代表と副代表が選任する。

(役員職務)

第12条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときにはその職務を代行する。
3. 運営委員は、会の運営にあたる。
4. 顧問は、会の運営にあたり、専門的見地から助言・指導を行う。
5. 会計は、本会事業の会計業務を行い、決算報告をする。
6. 事務局長は、連絡事項を速やかに会員に連絡し、会の運営上必要な事務を行う。
7. 監事は、本会の活動に関する会計監査を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

2. 役員は、任期終了後、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。
3. 役員が、その任期中に欠員となったときは、第11条に規定する手続きにより後任者を選定し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

(種別)

第14条 本会の会議は、総会、役員会とする。

2. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回、臨時総会は代表が必要と認めるとき、これを召集し、役員承認、予算の審議、活動内容、その他この会の目的達成のために必要な事項を決める。
3. 役員会は、必要に応じて代表が招集し、会の運営にあたる。

(運営)

第15条 総会は会員を持って構成し、総会の定足数は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）、議決は出席会員（委任状を含む）の過半数をもってする。総会及び役員会の運営の詳細は役員会運営及び会議規則に別に定め、役員はこれを遵守して会の運営にあたる。

第五章 会計

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年10月1日より、翌年9月末日までとする。

(会計)

第17条 本会の運営経費は、入会金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2. 本会の経費の運用については、役員会において決定する。
3. 本会の会計は活動年度ごとに行う。

(附則)

本会則の改廃は、総会出席者の過半数の賛成を得なければならない。

2. 本会則は、2008年10月11日より施行する。